

被害を受けた部分の価額の計算等(続) (災害減免法第6条)

1 被害を受けた部分の価額の計算等

項目		番号				
被害を受けた財産 (注1)	所在地					
	区分(注2)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	
	種類					
	細目					
① 相続・受贈時の財産の価額(注3)		円	円	円	円	※ かつこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。
② 被害があったときの時価 ※		( )	( )	( )	( )	
③ ②を基とした被害額(注4)						
④ 保険金等で補てんされた金額						
⑤ 差引被害額(③-④)						
⑥ 被害を受けた財産の被害割合		%	%	%	%	
⑦ 被害を受けた部分の価額(①×⑥)(注5)		円	円	円	円	
⑧ 被害の状況(被害の程度)						
⑨ 差引財産の価額(①-⑦)						

(注) 1 被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。

2 「動産等」とは、動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産(土地及び土地の上に存する権利を除きます。)及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。

3 ①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」(相続税の評価額)となります。なお、租税特別措置法第69条の4《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

4 ③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少(地価の下落等)は含まれません。

5 ⑦の「被害を受けた部分の価額」は、物理的な損失に係る原状回復費用の見積額(保険金、損害賠償金等により補填された金額を除きます。)の100分の80に相当する金額(①の「財産の価額」を限度とします。)をもって、土地等の「被害を受けた部分の価額」として差し支えありません。